令和８年６月２６日

東浦中学校保護者の皆様

東浦町立東浦中学校
校長　二村　圭史

令和８年度　台風等異常気象時における生徒の登下校について

台風等異常気象時における対応について、下記のように定めます。

記

1　登校前に暴風警報、暴風雪警報が発令されている場合　※変更点は下線部です。

解除された時刻	対応
6:30以前 ~~6:20以前~~	・平常どおりの授業（給食は実施）
~~6:20～　11:00まで~~	**~~・家で昼食を済ませ、午後1時から授業開始~~**
6:30以降 ~~11:00以降~~	・休校

2　登校前に特別警報、危険警報が発令されている場合

解除されるまで登校しない。生命及び安全の確保を最優先する。
特別警報（警戒レベル5相当…すでに災害が発生・切迫している状況）
危険警報（警戒レベル4相当…危険な場所からの避難が必要な状況）
「特別警報」「危険警報」が解除されても「暴風警報」「暴風雪警報」が継続中であれば上記1に準じて休校とする。

3　登校後に暴風警報、暴風雪警報、特別警報、危険警報が発令された場合

発令された時刻	対応	
8:30まで （始業時刻前）	・すでに登校した児童（生徒）を、通学路等の安全確認後に下校させる。	・発令された時刻にかかわらず、通学路の状況や気象状況により帰宅が困難な場合は、校内で児童生徒の安全を確保します。 その後、安全が確認でき次第、集団下校させます。 （保護者の方のお迎えをお願いすることもあります。）
8:30～ 13:00	・授業を中止し、通学路等の安全を確認後、保護者への引き渡しにより下校させる。（分団等で下校させる。） ・発令時刻により、給食を食べずに下校させることもある。	
13:00以降	・授業を中止し、通学路等の安全を確認後、保護者への引き渡しにより下校させる。（分団等で下校させる。）	

4　その他

（1）台風の接近があらかじめ予想される場合は、前日までに給食の中止を決定する場合があります。その際は、弁当を準備してください。また。その他気象状況に応じ給食を中止する場合があります。

（2）暴風警報、暴風雪警報、特別警報、危険警報が発令されていなくても、通学路の冠水、河川の増水等により登校が困難な場合は、保護者判断で自宅待機とし、学校へ連絡してください。

（3）その他緊急の事態が起こった場合は、 tetoru を使って学校から連絡をします。

（4）この件に関する問い合わせは、こちらへお願いします。

東浦町立東浦中学校　教頭　井土　俊和
〈TEL〉0562－83－2101　〈FAX〉0562－83－9650
《URL》https://higashiura.schoolweb.ne.jp/2320111/weblog（HP）